

(案)

「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」**開催要綱****1 目的**

動画トラヒックの急増やクラウド化、AI 化の進展等に伴い、データセンターの需要は世界的に急増しているとともに、地方におけるデジタル実装等の今後のデータ需要の高まりと相まって、データセンターの重要性は益々増大すると考えられる。複数のデータセンター間で、高速・大容量のデータ通信を可能とする光ファイバの整備が急務となっている中、我が国における光ファイバ整備の促進を図る観点から、公益事業者が保有する光ファイバとその収容空間の情報開示や当該設備の利用手続の一元化等の在り方について検討することを目的として、本検討会を開催する。

2 名称

本検討会は、「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 光ファイバ・収容空間情報の開示の対象者や開示の在り方
- (2) 光ファイバ・収容空間情報の開示に係るプラットフォームの在り方
- (3) 光ファイバ・収容空間の貸与に係る手続の円滑化
- (4) その他上記の検討事項に関する事項

4 構成及び運営

- (1) 本検討会は総合通信基盤局電気通信事業部長の会議とする。
- (2) 本検討会の構成員及びオブザーバは、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、総合通信基盤局電気通信事業部長があらかじめ指名する。座長代理は、座長が指名する。
- (5) 本検討会は、座長が招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、必要に応じて、構成員を追加し、又は構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (8) その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(案)

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため、原則として非公開とする。
- (2) 本検討会で配布した資料については、原則として総務省ホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利・利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とすることができます。
- (3) 本検討会は、会合終了後に原則として議事要旨を作成し、総務省ホームページに掲載し、公開する。その際、構成員個人の発言内容が特定されない形式で公開する。

6 その他

本検討会の庶務は、総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課及び料金サービス課が行う。

(案)

(別紙)

「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」 構成員等

(敬称略、五十音順)

	氏名	所属・役職
有識者	江黒 早耶香	シティユーワ法律事務所 弁護士
"	桑津 浩太郎	株式会社野村総合研究所 研究理事
"	神保 謙	慶應義塾大学総合政策学部 教授
"	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
"	新美 育文	明治大学 名誉教授
公益事業者 (通信)	池田 法広	株式会社NTTドコモ 経営企画部 料金企画室 企画調整担当部長
"	井上 晓彦	東日本電信電話株式会社 経営企画部 営業企画部門 部門長
"	小林 学	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 経営企画部 事業戦略部門 担当課長
"	佐々木 洋	一般社団法人電気通信事業者協会 総務部長
"	鈴木 和幸	ソフトバンク株式会社 テクノロジーユニット統括 技術企画管理本部 技術企画推進統括部 技術渉外部 部長
"	関川 明功	KDDI株式会社 技術統括本部 アクセス技術本部 副本部長
"	藤本 誠	西日本電信電話株式会社 経営企画部 営業企画部門 部門長
公益事業者 (電力)	鬼木 翳治	送配電網協議会 工務部 副部長
"	鹿野 元樹	東京電力パワーグリッド株式会社 電子通信部 通信企画グループ マネージャー
"	松本 真也	関西電力送配電株式会社 配電部 配電運用グループ チーフマネジャー
公益事業者 (鉄道)	安部 哲也	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 電気ネットワーク部門 通信ユニット ユニットリーダー
"	富岡 勇人	一般社団法人日本民営鉄道協会 技術委員会 電気部会 部会長
"	伴 貴弘	西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部 電気部 信号通信課 課長

※このほか、関係省庁、関係事業者もオブザーバとして参加